

# 国家公務員の非常勤職員の処遇の状況に関する調査 (調査結果)

平成 30 年 10 月  
内閣官房内閣人事局

国家公務員の非常勤職員の給与に関し、平成 30 年 7 月 1 日現在の状況を把握するため、非常勤職員の基本となる給与、特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与、今後の給与法改正に伴う対応予定について、調査を実施しました。

調査結果は、別紙のとおりです。

※ 調査結果中割合を示す数値については、小数第二位で四捨五入しています。なお、割合が 1%未満の場合には、有効数字が一桁となるように四捨五入しています。

## 1 基本情報

### (1) 調査対象となる非常勤職員

平成 30 年 7 月 1 日時点で在職する国家公務員の非常勤職員のうち、次の職員を除く職員

- 1 委員、顧問、参与その他これらに類似する職務に従事する非常勤職員
- 2 特定の時期に一時的（任期が 3 か月以内）に任用される非常勤職員（例：国勢調査や統計調査等の各種調査に従事する職員）
- 3 勤務日数が少ない（出勤すべき日が平均週 2 日未満相当）非常勤職員（例：健康管理医、客員教授等）
- 4 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員、休職中又は休業中の職員

### (2) 非常勤職員の総数

調査対象に該当する非常勤職員の総数は、期間業務職員（フルタイム）が 12,876 人（22.3%）、期間業務職員（フルタイム未満）が 19,757 人（34.2%）、期間業務職員以外の非常勤職員が 25,147 人（43.5%）、合計で 57,780 人

### (3) 非常勤職員が所属する機関

本府省（内部部局）に所属する職員は 5,054 人（8.7%）、審議会等事務局に所属する職員は 93 人（0.2%）、施設等機関に所属する職員は 3,852 人（6.7%）、特別の機関に所属する職員は 2,407 人（4.2%）、地方支分部局等に所属する職員は 46,374 人（80.3%）

## 2 給与

### (1) 基本となる給与

基本となる給与の決定に当たり、類似する職務に従事する常勤職員に対し支給されている俸給月額の実態に留意しつつ、非常勤職員の職務内容を踏まえ、その職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮しているかについて、「考慮している」57,778 人（100.0%）、「考慮していない」2 人（0.003%）

## (2) 特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与

### ①平成 30 年度における期末手当に相当する給与の支給

平成 30 年度において、期末手当に相当する給与が支給される非常勤職員は、特別給の支給が想定されない非常勤職員を除き、期間業務職員（フルタイム）については 12,876 人のうち 12,876 人（100.0%）、期間業務職員（フルタイム未満）については 19,749 人のうち 19,651 人（99.5%）、期間業務職員以外の非常勤職員については 25,027 人のうち 23,272 人（93.0%）

### ②平成 30 年度における勤勉手当に相当する給与の支給

平成 30 年度において、勤勉手当に相当する給与の支給される非常勤職員は、特別給の支給が想定されない非常勤職員を除き、期間業務職員（フルタイム）については 12,876 人のうち 11,796 人（91.6%）、期間業務職員（フルタイム未満）については 19,749 人のうち 19,593 人（99.2%）、期間業務職員以外の非常勤職員については 25,027 人のうち 22,301 人（89.1%）

## (3) 給与法改正に伴う対応予定

### ①基本となる給与

「遡及して改定」2,576 人（4.5%）、「施行の当月又は翌月の基本となる給与から改定」52,039 人（90.1%）、「次年度 4 月の基本となる給与から改定」2,193 人（3.8%）、「改定しない」972 人（1.7%）

### ②特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与

平成 30 年 10 月末までに退職が予定される非常勤職員を除き、「今年度から改定」26,036 人（45.3%）、「次年度から改定」1,252 人（2.2%）、「その他（個別に計画を定め段階的に改定）」26,558 人（46.2%）、「改定しない」3,642 人（6.3%）

※ 常勤職員の月例給及び特別給の引上げ（月例給は 4 月遡及改定、特別給は 12 月期改定）を内容とする「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」の改正が本年秋になされたとした場合における非常勤職員の給与改定に関する対応予定である。